

オレンジの郷

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

第1条（運営規程設置の主旨）

医療法人健康長寿会が開設するオレンジの郷（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（施設の目的）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という、）に対し、介護保険法の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復をはかることを目的とする。

第3条（運営方針）

1. 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスの提供が受けられるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービスの提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

第4条（施設の名称及び所在地等）

当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 オレンジの郷
- (2) 開設年月日 令和3年2月1日
- (3) 所在地 和歌山県有田郡有田川町吉原522番地
- (4) 電話番号 0737-32-4665 FAX番号 0737-32-9023
- (5) 管理者名 辻 清
- (6) 介護保険事業者番号 介護老人保健施設（第3071601516）

第5条（職員の職種、員数）

当施設の職員の職種、員数は次のとおりであり、必置数については法令に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上（常勤換算で） |
| (3) 介護職員 | 4名以上 |
| (4) 理学療法士又、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名以上 |

第6条（職員の職務内容）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理及び指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示による投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士又は言語聴覚士又は作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかる他、ボランティアの指導を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時

間は以下のとおりとする。

- ・ 祝祭日を含む、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
但し、年末年始（12月30日から1月3日の間）は休業とする。
- ・ 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とする。

第8条（延長サービス）

- ・ 8時間以上の通所リハビリテーションを利用する延長サービスの取扱は、以下のとおりとし、利用時間は、2時間を限度とする。
- ・ 8時間の通所リハビリテーションの後に連続して1時間又は2時間を利用する場合。
- ・ 8時間の通所リハビリテーションの前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間、又は前後個別に1時間を利用する場合。

第9条（利用定員）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は、30名とする。

第10条（事業の内容）

1. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士等のリハビリスタッフによって、作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。
2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する
4. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

第11条（利用者負担の額）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、利用者負担説明書に掲載の料金表により支払を受ける。
- (2) 利用料として、食費、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、健康管理費、その他費用等を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払を受ける。
- (3) 前各号の料金の支払を受けるには、利用者又はその家族に対し文書による事前説明を行ない、その上で支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

第 12 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

- ・有田川町内

第 13 条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

第 14 条（褥瘡対策等）

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第 15 条（虐待防止のための措置に関する事項）

1. 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結課について従業者の周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的実施する。
 - (4) 虐待の発生またはその再発を防止する措置を適切に実施するため担当者を置く
2. サービス提供中に、当確事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第 16 条（非常災害対策）

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第 8 条に規定する防火管理者や災害対策本部長を設置して設非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、防火管理有資格者を充てる。また災害対策本部長を設立し災害対策本部長は管理者が務める。
- (2) 火元責任者には、役付者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を行う。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）・・・年2回（内1回は夜間を想定）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・ 随時
- (7) 有田川町「災害時における地域の安心確保等に関する協定書」の終結など地域と協力体制を構築する。

第16条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1. 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
又、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行なう。
- 2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

第17条（職員の服務規律）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格の尊重と親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めること。

第18条（職員の質の確保）

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第19条（職員の勤務条件）

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健康長寿会の就業規則による。

第20条（職員の健康管理）

職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診する。

第21条（衛生管理）

- 1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3. 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行う。
4. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第22条（守秘義務及び個人情報の保護）

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反し、施設に損害を与えた場合は、損害の一部又は全部を賠償させることがある。

第23条（その他運営に関する重要事項）

1. 地震等による非常災害やその他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を越えて利用させない。
2. 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人健康長寿会の理事会において定めるものとする。

第24条（ご利用にあたっての留意事項）

1. 飲酒及び喫煙

施設内での飲酒及び喫煙は原則として禁止しています。

2. 金銭及び貴重品の管理

利用者による自己管理となりますので、高額なお金や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

3. 所持品等の持ち込み

利用時における必要物品類の持ち込みは可能です。但し、他の利用者に迷惑となる物品や危険となりうる物品類の持ち込みは禁止します。

4. 宗教活動

他の利用者の生活に支障をきたさない範囲であれば、利用者ご自身の活動には特に制限はありません。

5. ペットの持ち込み

衛生管理上、ペットの持ち込みはご遠慮ください

附 則	この運営規程は、令和	3年	2月	1日より施行する。	
改 訂		令和	3年	6月	1日より施行する。
		令和	5年	4月	1日より施行する。
		令和	5年	6月	1日より施行する。
		令和	6年	6月	1日より施行する。